



# 鳥取県公報

令和2年11月6日（金）  
第9249号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	都市計画事業の事業計画の変更の認可（591）（水環境保全課） . . . . . 2
	国土調査の成果の認証（592）（農地・水保全課） . . . . . 2
◇ 公 告	准看護師試験の実施（医療政策課） . . . . . 2
	猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催（警察本部生活安全企画課） . . . . . 4
◇ 調達公告	一般競争入札の実施（物品契約課） . . . . . 5
	随意契約の相手方の決定（税務課） . . . . . 8

# 告 示

## 鳥取県告示第591号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和2年11月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 施行者の名称

鳥取市

2 都市計画事業の種類及び名称

鳥取都市計画下水道事業 鳥取市公共下水道

3 事業施行期間

昭和32年9月27日から令和7年3月31日まで

（変更前 昭和32年9月27日から平成35年3月31日まで）

4 事業地

（1）収用の部分

変更なし

（2）使用の部分

追加する部分

鳥取市湯所町一丁目の一部、徳尾字瀬戸田ノーの一部、古海字中土居の全部並びに古海字堀川端、字東加路田、字西三反長、字中三反長、字東三反長、字瀬戸田、字下土居、字上土居、字五反田、字下町田、字上町田、字東中田、字西榎田、字三反長、字下新田、字上新田、字西河原下及び字下河原の各一部

## 鳥取県告示第592号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、次のとおり国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により告示する。

令和2年11月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
東伯郡琴浦町	平成30年度及び令和元年度	琴浦町(大字宮木及び大字高岡の各一部)の地籍図及び地籍簿	琴浦町大字宮木及び大字高岡の各一部	令和2年11月6日

# 公 告

保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第18条の規定により、准看護師試験を次のとおり実施する。

令和2年11月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 試験の種類

試験の内容	試験科目	試験問題数
准看護師として必要な知識及び技能についての試験	人体の仕組みと働き、食生活と栄養、薬物と看護、疾病の成り立ち、感染と予防、看護と倫理、患者の心理、保健医療福祉の仕組み、看護と法律、基礎看護、成人看護、老年看護、母子看護及び精神	150問

	看護	
--	----	--

## 2 試験の日時

令和3年2月16日（火）午後1時30分から午後4時まで

## 3 試験の場所

鳥取市江津318-1 鳥取県看護研修センター

## 4 受験資格

次の(1)から(6)までのいずれかに該当する者であること。

- (1) 保健師助産師看護師学校養成所指定規則（昭和26年文部省・厚生省令第1号。以下「省令」という。）第5条の基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において2年の看護に関する学科を修めた者（令和3年3月31日までに当該学科を修める見込みの者を含む。）
- (2) 省令第5条の基準に従い、都道府県知事の指定した准看護師養成所を卒業した者（令和3年3月31日までに当該養成所を卒業する見込みの者を含む。）
- (3) 省令第4条の基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において3年以上看護師になるのに必要な学科を修めた者（令和3年3月31日までに当該学科を修める見込みの者を含む。）
- (4) 省令第4条の基準に適合するものとして、都道府県知事の指定した看護師養成所を卒業した者（令和3年3月31日までに当該養成所を卒業する見込みの者を含む。）
- (5) 外国の看護師学校を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者で、厚生労働大臣が(3)又は(4)に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの（令和3年3月31日までに当該認定を受ける見込みの者を含む。）
- (6) 外国の看護師学校を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者のうち、(5)に該当しないもので、厚生労働大臣の定める基準に従い、鳥取県知事が適当と認めたもの（令和3年3月31日までに当該認定を受ける見込みの者を含む。）

## 5 受験願書の受付期間

令和2年12月1日（火）から同月4日（金）まで

なお、郵送による場合は、令和2年12月4日（金）までの消印のあるものに限り受け付ける。

## 6 受験願書の提出先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220 鳥取県福祉保健部健康医療局医療政策課（持参又は郵送によること。）

## 7 受験願書の添付書類

- (1) 4の(1)から(4)までのいずれかに該当する者であるときは、修業証明書又は卒業証明書（令和3年3月31日までに学科を修め、又は養成所を卒業する見込みの者にあつては、修業見込証明書又は卒業見込証明書とする。この場合においては、改めて同日までに修業証明書又は卒業証明書を提出すること。）
- (2) 4の(5)に該当する者であるときは、看護師国家試験受験資格認定書の写し（申請中の者にあつては、申請審査中証明書とする。この場合においては、令和3年3月31日までに看護師国家試験受験資格認定書の写しを提出すること。）
- (3) 4の(6)に該当する者であるときは、鳥取県准看護師受験資格認定書（申請中の者にあつては、申請審査中証明書とする。この場合においては、令和3年3月31日までに鳥取県准看護師受験資格認定書の写しを提出すること。）
- (4) 写真（出願前6月以内に脱帽して正面から上半身を撮影した縦6センチメートル横4センチメートルのもので、その裏面には撮影年月日及び氏名を記載すること。）  
なお、その写真が本人に相違ない旨の受験資格に係る学校、養成所又は病院等の証明書（当該証明書の交付を受けることができない者にあつては、10の(5)の問合せ先に相談すること。）を添付すること。

## 8 受験手数料及び納付方法

受験手数料は、6,900円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の収入証紙貼り付け欄に貼り付けて納入すること。この場合、消印しないこと。

なお、県外から郵送により受験願書を提出する場合であつて、収入証紙を購入することが困難なときは、10

の(5)の問合せ先に相談すること。

受験料は受験願書の受付後は返還しない。

9 合格者の発表等

(1) 令和3年3月12日(金)午前9時に、合格者の受験番号を鳥取県福祉保健部健康医療局医療政策課のホームページに掲載するとともに、合格者には合格証書を交付する。ただし、合格者のうち、修業見込み又は卒業見込み、看護師国家試験受験資格認定を受ける見込み又は鳥取県准看護師受験資格認定を受ける見込みで受験したものについては、令和3年3月31日(水)(必着)までに修業証明書、卒業証明書、看護師国家試験受験資格認定書又は鳥取県准看護師受験資格認定書を提出した者に合格証書を交付し、同日までに当該証明書の提出がない場合は当該受験を無効とし、合格証書は交付しない。

(2) 試験の科目別得点及び総合得点については、鳥取県個人情報保護条例(平成11年鳥取県条例第3号)第19条第1項の規定に基づき、口頭による開示請求を行うことができる。

10 その他

(1) 受験願書の用紙は、鳥取県福祉保健部健康医療局医療政策課において交付する。その交付請求、試験に関する照会等を郵送によって行う場合には、84円切手を貼り付けた宛先明記の返信用封筒(定形)を同封すること。

(2) 身体の障がい等があるため、着席位置の指定、車椅子の使用等、受験の際に何らかの措置を希望される方及び補聴器を使用される方は、令和2年12月4日(金)午後5時までに(5)の問合せ先に申し出ること。ただし、申出の内容によっては、試験実施上、配慮できない場合がある。

(3) 災害の発生等によって試験の日時等を変更した場合は、鳥取県福祉保健部健康医療局医療政策課のホームページに掲載する。

(4) 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、受験者はマスクの着用等必要な措置をとること。

(5) 試験の詳細については、鳥取県福祉保健部健康医療局医療政策課(電話0857-26-7204)に問い合わせること。

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号。以下「法」という。)第5条の5第1項の規定により猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習(以下「技能講習」という。)を次のとおり開催する。

令和2年11月6日

鳥取県公安委員会委員長 衣 笠 優 子

1 受講対象者

鳥取県内に住所を有する者のうち現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃を所持しているもの

2 開催の日時、場所等

(1) 散弾銃を使用して行う技能講習

日 時	場 所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
令和2年12月7日 午後1時から午後4時まで	西伯郡南部町鴨部933 米子国際射撃場	トラップ射撃	7 <sup>1</sup> / <sub>2</sub> 号の散弾	5人
令和2年12月21日 午後1時から午後4時まで	〃	〃	〃	〃

(2) 散弾銃以外の猟銃を使用して行う技能講習

大口径ライフル銃又はライフル銃以外の猟銃を使用するもの

日 時	場 所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
令和2年12月1日 午前10時から午後	岡山県岡山市北区御津伊田2291 御津ライフル射撃場	大口径ライフル銃等 射撃	大口径ライフル銃等に適合	6人

2時30分まで			する実包	
令和2年12月8日 午前10時から午後 2時30分まで	〃	〃	〃	〃
令和2年12月22日 午前10時から午後 2時30分まで	〃	〃	〃	〃

3 講習課目

(1) 猟銃の操作

- ア 猟銃の保持その他猟銃の基本的な取扱い
- イ 猟銃の点検
- ウ 実包の装てん及び抜出しその他実包の取扱い
- エ 射撃の姿勢及び動作

(2) 猟銃の射撃

- ア 散弾銃による場合にあつては、飛しょうする標的に対する射撃
- イ 散弾銃以外の猟銃による場合にあつては、固定されている標的に対する射撃

4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の10日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

- (1) 講習受講手数料 12,700円
- (2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書に貼り付けて納付すること。  
この場合、消印しないこと。

6 携行品

- (1) 技能講習に対応した銃砲及び実包
- (2) 猟銃・空気銃所持許可証
- (3) 技能講習通知書

7 その他

詳細については、鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0857-23-0110）又は住所地を管轄する警察署に問い合わせること。

**調 達 公 告**

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和2年11月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

- (1) 調達物品の名称及び数量  
排水ポンプ車 1台
- (2) 調達物品の仕様  
入札説明書による。
- (3) 納入期限  
令和3年10月29日（金）

## (4) 納入場所

米子市鞆町一丁目160 鳥取県西部総合事務所米子県土整備局

## (5) 入札方法

本件入札は、鳥取県物品電子調達システム（以下「電子調達システム」という。）による電子入札又は紙入札により行うものであること。

入札金額は、入札説明書に示す方法に従い物品の調達に要する費用の合計金額を電子調達システムに入力し、又は入札書に記載すること。

## 2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

## (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

## (2) 平成30年鳥取県告示第519号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が車両・船舶及び航空機類の車両に登録されているものであること。

なお、本件入札に参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していないもの又は当該業種区分に登録されていないものは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を令和2年11月16日（月）正午までに4の(3)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に4の(3)の場所に必ず連絡すること。

## (3) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

## (4) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

## (5) この公告に示した物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入日から減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に示される耐用年数の期間において、保守、点検及び修理その他のアフターサービスを鳥取県の求めに応じて速やかに提供できるものであること。

## 3 契約担当部局

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

## 4 入札手続等

## (1) 入札の手続に関する担当部局

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課物品調達担当

電話 0857-26-7432

電子メール b\_denshichoutatsu@pref.tottori.lg.jp

## (2) 仕様に関する担当部局

〒683-0054 米子市鞆町一丁目160

鳥取県西部総合事務所米子県土整備局維持管理課

電話 0859-31-9779

## (3) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課契約担当

電話 0857-26-7431

電子メール b\_denshichoutatsu@pref.tottori.lg.jp

## (4) 入札説明書等の交付方法

令和2年11月6日(金)から同年12月2日(水)までの間にインターネットのホームページ(物品電子調達ウェブサイト(<https://www.pref.tottori.lg.jp/denshichotatsu/>))から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

## ア 交付期間及び交付時間

令和2年11月6日(金)から同年12月2日(水)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時までとする。

## イ 交付場所

(1)に同じ。

## (5) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。)により、(1)の場所に送付すること。

## (6) 入札及び開札の日時及び場所

## ア 入札日時

令和2年12月14日(月)から同月17日(木)までの日の午前8時30分から午後6時までとする。ただし、入札の最終日は正午までとする。また、郵便等による入札書の受領期間は、同月16日(水)午後5時までとする。

## イ 開札日時

令和2年12月17日(木)午後1時以降

## ウ 場所

(1)に同じ。

## 5 入札参加者に要求される事項

(1) 電子入札による場合は、電子調達システムの操作マニュアル記載の方法によること。

(2) 紙入札による場合は、入札書に件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出すること。

(3) 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す事前提出物を4の(1)の場所に令和2年12月2日(水)午後5時までに、次に示すところにより提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

ア 電子入札を希望する者にあつては、電子調達システムで提出すること。ただし、添付ファイルの容量等により全ての書類を電子調達システムで提出できない場合においては、入札説明書で指定するものを除き、郵便等又は持参の方法により4の(1)の場所に提出することができる。

イ 紙入札を希望する者にあつては、郵便等又は持参の方法により4の(1)の場所に提出すること。

(4) 入札参加者は、(3)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

## 6 入札保証金及び契約保証金

## (1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札金額の100分の5以上の金額を県の指定する期日までに納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。)第14条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

## (2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第18条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

## 7 その他

### (1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

### (2) 入札の無効

2の入札参加資格を有しない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

### (3) 契約書作成の要否

要

### (4) 落札者の決定方法

本件公告に示した物品を納入できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を、落札者とする。

### (5) 手続における交渉の有無

無

### (6) 電子証明書

本件入札において電子入札による場合は、5の(3)の書類を提出するときに電子証明書を必要とする。

### (7) その他

詳細は、入札説明書による。

## 8 Summary

### (1) Nature and quantity of the products to be purchased : Dewatering Truck Quantity 1

### (2) December 2, 2020 5:00 PM: Time-limit for submission of documents for qualification confirmation

### (3) December 17, 2020 noon: Time-limit for submission of tenders

(December 16, 2020 5:00 PM: Deadline for submission of tenders by registered mail)

### (4) Contact Point for the notice : Procurement Division, Accounting Office, General Affairs Department, Tottori Prefectural Government, 1-220 Higashi-machi, Tottori-shi, 680-8570, Japan

-----  
 随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和2年11月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達件名及び数量	税務事務総合電算システム改修業務（令和2年度税制改正対応）	一式
2 契約方式	随意契約	
3 随意契約の相手方を決定した日	令和2年10月20日	
4 契約の相手方の名称及び所在地	株式会社鳥取県情報センター 鳥取市寺町50	
5 契約金額	89,705,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）	
6 随意契約による理由	他の特定役務をもって代替させることができない特定役務の調達をするものであり、当該調達の相手方が特定されるため。（政令第11条第1項第1号）	
7 契約事務担当部局の名称及び所在地	鳥取県総務部税務課 鳥取市東町一丁目220	